

# こどもをまもろう110番取り扱いに係る見舞金支給要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、教育委員会（以下「委員会」という。）が、こどもをまもろう110番に直接関連して、協力者等が傷害を受け、又は登録建物若しくは収容動産が損壊（盗取又は詐取されることを含む。）した場合において、当該協力者等又はその遺族に見舞金を支払うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象となる事故)

第2条 委員会は、こどもをまもろう110番に直接関連して次に定める事故が発生した場合に、見舞金を支払うこととする。

### (1) 傷害見舞金

協力者等が傷害を受けた場合で、次の事項のいずれかに該当したとき。

- ア 死亡した場合（死亡見舞金）
- イ 後遺障害を被った場合（後遺障害見舞金）
- ウ 入院した場合（入院見舞金）
- エ 通院した場合（通院見舞金）

### (2) 財物損壊見舞金

- ア 登録建物が損壊した場合（建物損害見舞金）
- イ 登録建物内の収容動産が損壊した場合（収容物損害見舞金）

## （見舞金を支払わない場合）

第3条 次の事由により生じた事故に対しては見舞金を支払わないものとする。

- （1）協力者等の故意又は重過失
- （2）協力者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- （3）協力者等の無資格運転又は酒酔運転
- （4）協力者等の麻薬、あへん、覚醒剤等の使用
- （5）地震、噴火又はこれらによる津波
- （6）戦争、内乱、武装反乱その他類似の事変又は暴動等
- （7）核燃料物質（使用済核燃料を含む。）又はこれに汚染されたもの

## （用語の定義）

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）こどもをまもろう110番

委員会が運営することもをまもう110番に登録し、不審者から危害を加えられるおそれのある子どもを保護する行為等の協力を行う活動をいう。

(2) 協力者

こどもをまもう110番に登録した者をいう。

(3) 協力者等

協力者、協力者の配偶者、協力者若しくは協力者の配偶者と生計を共にする同居の親族（協力者の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいう。）若しくは別居の未婚の子又は協力者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイトを含む。）をいう。

(4) 登録建物

協力者の住居又は店舗建物で、こどもをまもう110番の協力施設として登録されているものをいう（これに付随する庭、車庫、物置等を含む。）。

(5) 収容動産

登録建物内の協力者等の所有物又は賃借物をいう（自動車及び原動機付自転車を除く。）。

(6) 後遺障害

身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいう。この場合において、その程度に応じて、重度、中度及び軽度に区分するものとする。

（登録）

第5条 協力者の登録は、所定の名簿等に次の内容を記載することにより行う。

(1) 協力者の氏名及び住所

(2) 登録建物の所在地及び店舗の場合は店舗名

（事故報告）

第6条 協力者は、登録建物に子どもの駆け込みがあった場合には、事故の有無にかかわらず、遅滞なく委員会にその旨を報告するものとする。報告がなくて事故が発生した場合は、委員会は第2条に規定する見舞金を支払わないものとする。

（見舞金の支払額）

第7条 第2条第1号の傷害見舞金については、協力者等1名につき1事故あたりの見舞金支払額を次のとおりとする。

(1) 死亡見舞金 1,000万円

(2) 後遺障害見舞金

- ア 重度後遺障害のとき 1,000万円
- イ 中度後遺障害のとき 300万円
- ウ 軽度後遺障害のとき 30万円
- (3) 入院見舞金 5万円
- (4) 通院見舞金 1万円

2 第2条第2号の財物損壊見舞金については、協力者等1名につき1事故あたりの見舞金支払額を次のとおりとする。

- (1) 建物損害見舞金 3万円
  - (2) 収容物損害見舞金 3万円
- (見舞金の請求手続き)

第8条 第2条に規定する見舞金の支払を請求する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を委員会に提供するものとする。

- (1) 次号から第4号までの見舞金
    - ア 事故内容報告書
    - イ 見舞金請求書
    - ウ 公の機関による事故証明書
  - (2) 死亡見舞金
    - 死亡診断書又は死体検査書
  - (3) 後遺障害見舞金
    - 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
  - (4) 入院見舞金及び通院見舞金
    - 医師の診断書（写）又は診察券（写）
  - (5) 建物損害見舞金及び収容物損害見舞金
    - 損害にあった物の写真
- (他の補償制度との関係)

第9条 この要綱による見舞金の支払いは、他の補償制度により支払われる見舞金等とは無関係に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

付 則（30足教子青発第1954号 平成31年3月20日 教育長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足教子青発第1953号平成3年3月20日教育長決定により廃止したこどもをまもろう110番取り扱いに係る見舞金支給要綱の規定により委員会が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により委員会が行った決定その他の行為又はその他の委員会に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（4足教子青発第1047号 令和4年10月6日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。